

児童手当の制度改正

# 支給対象などが拡大されます

児童手当法の一部が改正されたことに伴い、12月に支給される10月分の児童手当から、支給対象や支給金額などが拡大されます。

## 児童手当の改正内容

### Point 1 所得制限の撤廃

児童手当の受給者(父母などのうち所得の多い人)の所得に関係なく支給されます。

### Point 2 対象年齢の拡大

高校生相当年齢(平成18年4月2日～21年4月1日生まれ)までが支給対象となります。

### Point 3 第3子加算の増額

第3子以降の子どもの支給額は月額3万円となります。

### Point 4 第3子加算の数え方の変更

大学生相当年齢(平成14年4月2日～18年4月1日生まれ)の子どもから数えて3番目以降の子どもの手当に第3子加算の増額が適

用されます。

児童手当の受給者が、大学生相当年齢以下の子どもの生活費を経済的に負担している場合などに適用され、手続きが必要です。

### Point 5 支給月の変更

これまで年3回(2月・6月・10月)だった支給を年6回(偶数月)とします。

## 制度改正により申請が必要な場合があります

次のいずれかに該当する人は、児童手当を受給するために申請が必要です。

なお、児童手当の申請が必要な人が市外に住んでいる場合は住んでいる市区町村に、公務員である場合は勤務先に申請方法などを確認してください。

### 申請が必要な人

○改正前の所得上限限度額を超過

していて、児童手当の支給対象外であった人

○高校生相当年齢の子どものみを養育している人

○現在、児童手当を受給していて、高校生相当年齢の子どもがいる人  
高校生相当年齢の子どもが、中学生から支給対象の子どもとして申請されていて、その後世帯の状況に変わりがなければ、申請が不要なことがあります

○現在、児童手当を受給していて、大学生相当年齢の子どもを含めて子どもが3人以上いる人

申請期限 10月18日(金)(必着)(経過措置として3月31日(月)(必着)までに申請をすれば、10月分までさかのぼって支給対象となります)

### 申請方法 市ホームページ

ページにある申請書を直接または郵送で子育て支援課



市ホームページ

## 制度改正による支給額の変更の一覧

|         | 改正前                   |         | 改正後                  |         |
|---------|-----------------------|---------|----------------------|---------|
| 子どもの年齢  | 第1子・第2子               | 第3子以降   | 第1子・第2子              | 第3子以降   |
| 3歳未満    | 15,000円               |         | 15,000円              | 30,000円 |
| 3歳～小学生  | 10,000円               | 15,000円 | 10,000円              |         |
| 中学生     | 10,000円               |         |                      |         |
| 高校生相当年齢 | 支給なし<br>(第3子加算の算定対象)  |         |                      |         |
| 大学生相当年齢 | 支給なし<br>(第3子加算の算定対象外) |         | 支給なし<br>(第3子加算の算定対象) |         |
|         | 所得制限あり                |         | 所得制限なし               |         |

(市役所2階 〒286-8585 花崎町760)へ。現在、本市から児童手当を受給していない、高校生相当年齢までの子どもがいる世帯へ8月下旬に案内

を送付します  
次の人は申請不要で増額されます  
○現在、児童手当を受給していて、所得制限限度額超過により子ども1人当たり5,000円(特例給付)の支給を受けている人  
○現在、児童手当を受給していて、子どもが中学生以下のみで、第3子加算を受ける人  
※くわしくは子育て支援課 ☎20・1538へ。